

(討 論 原 稿)

請願第 12 号「志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう国へ
意見書の提出を求める請願」

平成 24 年 6 月 12 日

黒 田 英 世

請願第 12 号「志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう国へ意見書の
提出を求める請願」について賛成の立場で討論を行います。

当該、請願にある第 1 から第 4 までの理由に加え、志賀原発において、かねてより主張しているヒューマンエラーに対する対策が明確になっていないことや先日、原子力安全保安院が邑知潟南縁断層帯と森本・富樫断層帯の連動を否定していた北陸電力の主張を退け、「地質構造上、連動を否定することは困難」と結論付けております。

また、北陸電力がこれまで調査した富来川南岸断層について後期更新世以降の活動を否定していましたが、活動時期を確認するための地質調査を始めるとしております。

加えて、安全保安院は去る、3 月に志賀原発周辺の断層のうち邑知潟南縁断層帯と坪山一八野断層、森本・富樫断層帯、海女岬沖断層対と羽咋沖撓曲の 3 パターンについて連動の可能性を指摘しており、これ等の断層帯が連動したならばその地震エネルギーは倍化することは周知の事実であります。

以上のような地質学上の立地実態を考えるならば志賀原発の再稼働には反対をせざるを得ません。

加えて、4 月 28 日開催された国会の福島第一原発事故の調査委員会において、当時の首相であった菅直人前首相の行動に対して「マイクロマネジメント」であったのではないかと言う批判に対し、菅前首相は当時、経済産業省の組織も未熟、東京電力も信頼できず「怖さを感じた」と言っております。このことは原発事故を含めた危機管理の甘さを露呈したものであり、政府組織自体に原因があると考えます。

委員会審議の中で原子力政策は国のエネルギー政策の根幹であるから一地方議会が云々するもので無いとの議論もあったようですが、国レベルのエネルギー政策は国政の場で大いに議論していただくのは当然でありますし、私たちは再生可能な自然エネルギーへの政策に転換していく運動は全国レベルでの運動にしていかなければならない訳です。ただ、志賀原発については万が一事故が起こった場合、私たちが直接の被害者になるわけであり、自衛と言う観点からの

請願であると考えております。

また、私は再稼動に賛成する学者や有識者も反対している方々もそれぞれ準学術的に判断され立場を主張されているものと信じております。どちらの説を選ぶかは主権者である国民であるはずであります。そこから生じるリスクは国民が背負っていかねばならないと考えています。

これをもちまして、当請願に賛成する討論とさせていただきます。